

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市区町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。

【市町村行動計画に定めるべき事項】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・ 次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が変更、令和7年春～夏に各都道府県行動計画の変更が完了。その後速やかに市町村行動計画の変更を行う必要がある。

⇒市町村行動計画の変更は、**令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了**させることを目途とする旨要請（令和6年12月26日付け事務連絡）

【特措法上必要なプロセス】

- ・ 学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・ 他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
- ・ 都道府県への報告
- ・ 議会への報告・公表

市町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○市町村行動計画に記載する項目

改定後の行動計画	市町村行動計画（保健所設置市等を除く）
①実施体制	①実施体制
②情報収集・分析	
③サーベイランス	
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策	
⑥まん延防止	③まん延防止
⑦ワクチン	④ワクチン
⑧医療	
⑨治療薬・治療法	
⑩検査	
⑪保健	⑤保健
⑫物資	⑥物資
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	⑦住民生活及び地域経済の安定の確保

市町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○市町行動計画変更に対する支援

- ①助言、質疑対応
- ②説明会の実施（令和7年5月14日）
- ③照会事項を整理したQ&Aの共有
- ④県内市町の進捗状況について情報共有

○市町行動計画変更の進捗状況（令和8年1月5日時点）

県全体

	1.変更作業着手	2.学識経験者 意見聴取 (特措法8⑦)	3.地方公共団体の長 からの意見聴取 (特措法8③)	4.市町 行動計画変更 (特措法8①)	5.県への報告 (特措法8④)	6.議会への 報告・公表 (特措法8⑥)
完了数	20/20 市町	10/20 市町	9/20 市町	1/20 市町	1/20 市町	1/20 市町
全市町 完了（見込）	令和7年12月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年6月	令和8年6月	令和8年6月

松山圏域

	1.変更作業着手	2.学識経験者 意見聴取 (特措法8⑦)	3.地方公共団体の長 からの意見聴取 (特措法8③)	4.市町 行動計画変更 (特措法8①)	5.県への報告 (特措法8④)	6.議会への 報告・公表 (特措法8⑥)
完了数	6/6 市町	4/6 市町	1/6 市町	1/6 市町	1/6 市町	1/6 市町

市町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

（略）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（略）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。